



宮古島市 介護保険住宅改修の手引き



宮古島市 福祉部 高齢者支援課

(令和7年9月10日更新)

目 次

はじめに ～住宅改修の目的～ P1

第1章 ちょっと立ち止まって考えること P2

第2章 介護保険で改修できる条件 P3

2-1 対象者／対象となる住 P3

2-2 支給の対象となる改修項目(6項目) P4

2-3 支給対象とならない工事 P5

2-4 支給限度基準額と負担割 P6

第3章 申請から支給までの全体の流れ P7

3-1 事前申請について(改修前) P8

3-2 事前申請に必要な書類 P9～11

3-3 支給申請について(改修後) P12

3-4 支給申請に必要な書類 P13～14

第4章 伝わる理由書の書方 P15

4-1 住宅改修の理由書(P1) NG／OK P16～P18

4-2 住宅改修の理由書(P2) NG／OK P19～P21

はじめに～住宅改修の目的～

長く住み慣れた地域や家で、できる限り自立して、安心して暮らし続けるためには、加齢や病気によって変化する心身の状態に応じて、住まいの環境を見直すことが欠かせません。

住宅改修の目的は、段差の解消や手すりの設置などを通じて、「転倒などの事故を防ぐ」「移動や日常動作を助ける」など、**本人にとっての安全と自立を支える住環境を整えること**です。

さらに、**介護を担う家族の身体的・精神的な負担を軽減**し、よりよい在宅生活を支えることにもつながります。

ただし、介護保険を利用して住宅改修を行うには、制度に基づいた申請手続きが必要です。そしてその際には、「なぜこの改修が本人にとって必要なのか」「なぜこの方法でなければならないのか」を、根拠をもってわかりやすく伝えることが求められます。

このマニュアルは、現場で住宅改修に関わるみなさんが、以下の**3つを支援することを目的**としています。

- 制度に沿った申請ができるように
- 必要な情報が、正確に・過不足なく伝わるように
- 利用者にとって最適な改修が、できるだけ早く実現できるように

※本手引きは令和6年4月版の介護報酬の解釈および関係告示・通知をもとに作成しています。制度についての詳細や具体例については、各告示・通知等をご参照ください。



第1章 ちょっと立ち止まって考えること

—後悔しない住宅改修のために—

住宅改修は、一度改修をすると、そう簡単には元に戻せません。

「思っていたより使いづらかった」「手すりの位置が合わなかった」など、あとから気づいても、やり直すのは難しいのが現実です。

だからこそ、改修に入る前に、いま一度立ち止まって、**改修の目的や必要性を見つめ直すことが大切です。**

1. 本当に「改修」が必要？

- ・家具を動かすだけで、暮らしやすくなるかもしれません。
- ・生活空間や動線の見直しをすることで安全で楽に移動できるかもしれません。

一度改修すると、簡単には元に戻せません。「なんとなく不安だから」ではなく、本当に改修が最善なのか、まずは**“いまできることで、改善できないか”**と立ち止まって見直してみましょう。

2. 本人にとって本当に使いやすい改修になっている？

- ・その高さ、向きが、本当に本人が一番楽に使える位置ですか？
- ・本人以外の方が「このくらいで大丈夫だろう」と考えた位置になっていませんか？

本来の流れとしては、改修する前に、仮設の手すりやレンタル用具を試してみることが、後悔しない一番の近道です。改修後に「思ったものと違った」とならないように、事前に動作確認を行いましょう。

3. 「困りごと」の本当の原因は何？

家の中の不便の裏には、筋力低下や介助の方法、動作のクセが隠れていることもあります。改修だけで解決できるとは限りません。リハビリや介助の見直しも含めた視点で考えると、本当の解決策が見えてくるかもしれません。

4. 生活の中で本当に困っている場所は？

- ・転びそうになったのは、どの場面？
- ・その動作は、一日に何回ある？介助する人の負担は？

一番危ない場所や、改修の必要性が高い場所を見極めて優先的に！
安心と安全を最大限引き出しましょう。

5. もし病気が進んだら、その改修は役に立ちますか？

住宅改修は、“今の暮らし”だけを見て決めてしまいがちです。しかし、**大切なのは変化していく身体や生活にも対応できること**。必要に応じて作業療法士や理学療法士などの専門職のアドバイスも取り入れながら、「未来にもつながる改修」を考えましょう。

第2章 介護保険で改修できる条件

介護保険を使って住宅改修できるのは、「対象者」と「改修対象6項目」であることが基本です。

ただし、**市町村が「その人の生活にとって本当に必要な改修である」と判断した場合に限り、保険給付は適用されます。**

つまり、制度の条件を満たしていても、提出書類から「その人にとって必要かどうか」が判断できなければ、支給されないこともあります。

そのため、理由書などにおいて「生活にどんな困りごとがあるのか」「なぜその改修が必要なのか」を、誰が見てもわかるよう、具体的に伝えることが大切です。

対 象 者

- 要支援1～要介護5のいずれかの要介護認定を受けていること
- 実際に自宅（居住している家）で生活していること
（※施設・病院などに居住していない）

【対象外】※原則

- 現在、入院・入所しており、退院・退所の予定がない人
- 介護認定を受けていない、または認定の有効期限が切れている人
- 認定や申請の前に住宅改修を行ってしまった人

【例外的に対象となる場合】

- 退院（退所）予定があり、リハビリ専門職等の評価や一時帰宅で住宅改修の必要性が確認できる場合
→この場合、退院(所)前に事前申請が可能。ただし、退院(所)後に支給申請を行うこと。
→退院(所)しない場合は、改修費用は**全額自己負担**となります。
- 介護認定の申請中で、**暫定ケアプラン**が作成されている場合
→この場合、認定確定前に事前申請が可能。
→認定結果が非該当だった場合は、**全額自己負担**です。

対象となる住宅

住宅改修の支給対象となる住宅は、要支援・要介護者が居住する住所（被保険者証記載の住所）が対象となります。

※被保険者の資産形成につながらないよう、賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮し、比較的小規模な工事が対象となります。

支給の対象となる改修項目（6項目）

① 手すりの取り付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関～通路までの通路等に転倒予防もしくは移動・移乗動作などを助ける目的で設置するものです。取り付け工事を伴わない手すりについては、住宅改修の対象外。

形状は、二段式、縦付け、横付け等

② 段差の解消

居室(*)、廊下、トイレ、浴室、玄関などの各室間の床の段差、または玄関から道路までの通路にある段差や傾斜を解消するための住宅改修です。具体的には、敷居を低く（または撤去）する工事、スロープを設置する工事、浴室の床の嵩上げ等が該当します。

昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は対象外。

(*)居室とは、本人が日常的に使っている部屋（寝室、居間、台所、ダイニング）

③ 滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

通路面の滑りの防止や移動の円滑化のために床材を変更する改修です。

居室では、畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室では、床材の滑りにくいものへの変更、屋外通路面では、滑りにくい舗装材への変更等が該当します。

④ 引き戸等への扉の取り替え

開き戸を、引き戸、折れ戸、アコーディオンカーテン等に取り替える改修です。

ドアノブの変更、戸車の設置、扉の撤去等も含まれます。

「扉位置の変更等※1」に比べ、費用が比較的安く抑えられる場合は、「引き戸等の新設※2」も認められます。

※1 「扉位置の変更」とは、既存の扉をふさぎ、新たに別の位置に扉を設けること。

※2 「引き戸等の新設」とは、既存の扉を残したまま、新たに別の位置に扉を設けること。

⑤ 洋式便器等への便器の取り替え

和式便器から洋式便器への取り替える工事や便器の位置や向きの変更が該当します。

和式便器から洋式便器への取り替えにあたり、暖房便座・洗浄機能付き便座とあわせて一体型の便器を取り付ける場合にあっては対象となります。ただし、当該機能の電源を確保する電気工事は、保険給付の対象外です。また、既に洋式便器である場合、暖房便座や洗浄機能等の取り付けは対象外となります。

⑥ ①～⑤に付帯する工事

- ・手すりの取り付けのための壁の下地補強等
- ・浴室の床の段差解消(床の嵩上げ)に伴う給排水設備工事、スロープ設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置等
- ・床材の変更のための下地の補修や根太の補強または通路面の材料変更のための路盤の整備等
- ・扉の取り替えに伴う壁または柱の改修工事等
- ・便器の取り替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水栓化に係るものを除く）、床材の変更

支給対象とならない工事

●工事を伴わないもの

手すりやスロープ、滑り止めマットなどであっても、住宅に固定せず設置するだけのものは、「福祉用具貸与や購入」で対応するものであり、住宅改修の対象にはなりません。
(例：置き型手すり、持ち運び可能なスロープ、滑り止めマットなど)

●老朽化や修繕が目的の工事

床や壁、設備などの劣化による補修は、住宅の維持管理のためのものであり、介護の必要性に基づくものではないため対象外となります。
(例：畳の摩耗による張替え、タイルの破損、腐食による床材交換など)

●利便性や美観向上のみを目的とした工事

使いやすくする、見た目を整えるといった目的だけでは、「介護のための生活支援」とは言えないため対象外となります。
(例：収納棚の増設、壁紙の全面張替え、床暖房の設置など)

●住宅の増改築・間取り変更

部屋の新設や拡張などの増築・改築は、介護に直接必要な範囲を超えており、対象になりません。
(例：廊下を広げる、部屋を増やす、建て替えるなど)

●生活動作に直接関係しない場所や内容

介護保険は、居室内の日常動作を補うための改修に限られます。居室（寝室・居間・台所・ダイニング）以外や、趣味・作業目的の場所は対象外です。
(例：庭、家具への手すり設置、道路の舗装など)

●介護保険の他サービスで対応できるもの

介護保険には「住宅改修」以外にも「福祉用具貸与」「特定福祉用具購入」の制度があります。それらで対応できるものについては、住宅改修としては対象外になります。
(例：簡易スロープ、ポータブルトイレ、置き型の手すりなど)

●付帯工事の範囲を超えるもの

手すりの設置や段差解消などに伴って最低限必要な付帯工事（壁の補強など）は対象になりますが、目的を超える広範囲な工事は認められません。
(例：ユニットバス全体の交換、給湯器の交換など)

●身体状況や改修理由と一致しない工事

たとえ対象項目に該当していても、本人の身体状況や動線と一致しない場合、必要性が認められず対象外となります。
(例：必要性の説明が不足した手すりの設置など)

支給限度基準額と負担割合

1. 制度の基本ルール

介護保険による住宅改修費の支給は、要介護状態や負担割合に関係なく、一律で 20 万円が上限（支給限度基準額）と定められています。**20 万円を超えた場合、超過分は全額自己負担**となります。

この限度額は原則として、一度きりですが、転居した場合（転居リセット）や介護状態が著しく悪くなった場合（3 段階リセット）などの一定の要件を満たす時には、再度 20 万円までの支給を受けることが可能です。

2. 利用者負担について

住宅改修にかかる費用のうち、利用者が実際に負担する金額は、介護保険の「自己負担割合(1 割～3 割)」によって異なります。

※制度についての詳細や具体例は、「**介護報酬の解釈（青本）**」をご確認ください。

3. 保険料滞納がある場合の給付制限について

介護保険料の滞納がある場合、住宅改修にかかる保険給付にも制限がかかります。具体的には、本来であれば住宅改修の費用の 9 割(または 8 割・7 割)が介護保険から支給されますが、滞納があると保険給付が差し止められ、改修費用を全額自己負担しなければならない場合がありますので**必ず、事前申請の前に「被保険者証の給付制限の欄」をご確認してください。**

制度の本来の趣旨に立ち返って

介護保険の住宅改修は、**利用者の心身の状況や生活上の課題に応じて、必要な改修を行うための制度**です。

20 万円というのは、あくまで介護保険で補助される「**一部の上限額**」にすぎません。

「20 万円以内に収めること」が目的になってしまい、**本来必要な改修が削られることは制度の趣旨に反します。**

必要な改修が 20 万円を超える場合でも、「なぜそれが必要なのか」を明確にし、**自己負担が発生する場合には丁寧に利用者に説明・同意を得たうえで、ご対応してください。**

第3章 申請から支給までの全体の流れ

申請全体の流れ

改
修
前

STEP1 相談

利用者→介護支援専門員、住環境コーディネーターに相談

STEP2 事前確認

必要に応じて、高齢者支援課へ事前相談

STEP3 宮古島市へ書類提出（着工前）

※着工前に提出しないと、支給対象になりません！

★は必須書類

- ☐ ★介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前申請書
- ☐ ★住宅改修が必要な理由書（P1、P2）
- ☐ ★見積書、内訳書
- ☐ ★図面（改修前、改修後）
- ☐ ★改修前の写真
- ☐ ★カタログ
- ☐ ★被保険者証・負担割合証の写し
- ☐ 住宅所有者の承諾書（本人所有の住宅の場合は不要）
- ☐ ケアプラン第1表～第4表の写し（ケアプランがある場合は提出）

市の書類審査後に、承認の連絡を電話にて行います。

STEP4 住宅改修実施

償還払い申請の場合

STEP5 宮古島市へ書類提出（改修後）

★は必須書類

- ☐ ★住宅改修支給申請書
- ☐ ★請求書
- ☐ ★請求内訳書
- ☐ ★領収証の写し（原本は窓口で確認）
- ☐ ★改修前と改修後の比較写真
- ☐ ★被保険者名義の通帳の写し
- ☐ 住宅改修工事変更届（変更があった場合のみ提出）

受領委任払い申請の場合

STEP5 宮古島市へ書類提出（改修後）

★は必須書類

- ☐ ★住宅改修支給申請書（受領委任払用）
- ☐ ★請求書
- ☐ ★請求内訳書
- ☐ ★領収証の写し（原本は窓口で確認）
- ☐ ★改修前と改修後の比較写真
- ☐ 住宅改修工事変更届（変更があった場合のみ提出）

改
修
後

STEP6 住宅改修費の支給

被保険者本人名義の口座に振込（受付月の翌月末日）

STEP6 住宅改修費の支給

事業者登録のある事業者口座に振込（受付月の翌月末日）

事前申請について（改修前）

住宅改修を行う前に、あらかじめ「事前申請書」と必要な書類一式を添えて、宮古島市の高齢者支援課へ提出していただきます。

提出された内容について、介護保険の保険給付の対象として適当な内容かどうか、市が確認を行います。その結果、**改修内容が給付対象として適当と認めた場合には、電話にてご連絡いたします。**

■ 留意事項

- ※ 1 **申請前に着工した場合は、原則給付対象外**です。必ず、申請・承認後に改修を行ってください。ただし、**やむを得ない事情により事前申請が困難な場合は**、状況や資料を確認の上、例外的に認められることがあります。その場合、**事前にご相談ください。**
- ※ 2 **申請から承認まで 1～2 週間程度**かかります。不備や確認が必要な点があると、承認までに時間がかかることがあります。
- ※ 3 **申請後に変更が生じた場合は**、支給対象外となることを防ぐために、変更があれば**事前に高齢者支援課までご連絡ください。**
- ※ 4 訪問（アセスメント日）から申請までの期間が2カ月以上経過している場合は、利用者の身体状況などに変化がないか必ず確認してください。状況や状態が変わっている場合には、理由書等の修正をお願いします。可能な限り、**訪問から 2 カ月以内の申請**をお願いします。
- ※ 5 申請後、急な入院や施設入所等によって**住宅改修を行わなくなった場合は**、「**取下書**」を提出してください。
- ※ 6 複数の要介護者等が同じ家に住んでいる場合、それぞれの改修場所が重ならないように改修内容を確認してください。

★は必須書類。星印がないものは必要に応じて提出。

事前申請に必要な書類（改修前）		
必要書類	書類の目的	記載ポイント（＝市が確認したい点）
★①住宅改修費事前申請書	改修の内容を事前に市へ届けるための基本書類	☐被保険者の署名や押印漏れはないか ・本人記入の場合（自署のみ可） ・家族代筆の場合（署名＋続柄＋代筆者氏名） ・第三者代筆の場合（署名＋押印＋代筆者氏名（ＣＭ等）） ☐申請をする前に被保険者証、負担割合の確認をしているか ☐図面・理由書等の添付書類との整合性があるか ※訂正の場合は、二重線で消し、その上から被保険者の印鑑で押印してください。
★②住宅改修が必要な理由書 ※介護支援専門員または住環境コーディネーター２級以上の有資格者等が作成すること	改修が介護保険の制度目的に合致しているか、本人の身体状況・生活状況から市が判断するための最も重要な書類 ※ケアプランがある場合は、アセスメント内容を理由書に転記してもよい。ケアプランがない場合は、理由書に身体状況、生活状況、介護状況など十分に読み取れる内容である必要がある。	☐「どこで・誰が・どの動作で・なぜ困っているか」が具体的に記載しているか ☐身体状況、生活環境、介護状況と改修内容が一貫しているか ☐ケアプランと内容が矛盾していないか ☐基本的には、ケアプランを作成する担当ケアマネジャーが理由書の作成を行うものとされていますが。以下の点をしっかり確認すること ・作成者が担当ケアマネジャー以外の場合は、担当ケアマネジャーがしっかり内容を確認の上で署名しているか ・作成者が担当ケアマネジャー以外の場合、担当ケアマネジャーや各種専門職と十分に連絡調整を行なっているか
★③見積書・内訳書	改修内容が制度の対象に該当し、保険給付の対象範囲や金額の妥当性を判断するための資料。	☐改対象工事（保険給付）と対象外工事（自己負担）を明確に分けて記載しているか ☐カタログ記載の金額と一致しているか（単価の根拠が明確か） ☐改修箇所ごとに分けて、単価・数量・金額を明記しているか ☐対象外工事であっても、同時施行の場合は全体の見積りに含めているか ☐「購入量」と「実際に使用する長さ（必要量）」が併記されているか ☐添付書類（図面等）と整合性があるか
★④図面（改修前、改修後）	住宅内の動線や空間の広さ、家具や設備の配置などを把握し、改修の必要性や妥当性を判断するための資料。	☐改修場所や範囲が図面から把握できるか ☐改修の前後が比較できる図面になっているか（新設と既存の明記をすること） ☐通路幅や開口部、段差等は必要に応じて寸法（長さ・高さ・幅）を記入しているか ☐全体の動線や家具の配置がわかるような図面になっているか

★⑤改修前の写真	図面や理由書だけでは伝わりにくい、現場の具体的な状況を写真で把握するための資料。 →実際の段差の状態、スペースの広さ、設備の位置、障害となる要素など	□改修前の状態がわかる、日付入りのカラー写真であるか □設置予定の位置がわかるように、印や説明があるか □改修の必要性が伝わるよう、本人の困りごとに関係する場所や状況が写っているか (例) 段差を超えにくい → 段差の高さがわかる／立ち上がりが難しい → 手すり設置予定の位置と動線がわかる □改修理由となる動作や対象箇所を裏付ける写真が不足していないか。 (例) 段差を安全に越えることが目的で手すり設置するのに、段差の写真がないなど □寸法がわかるように、メジャーをあてた状態で撮影しているか（目盛りが見えにくい場合はアップ写真） ※状況が「狭い」「動きにくい」など抽象的な説明だけでは伝わりません。改修の必要性が空間に関係する場合は、具体的な数値（寸法）での説明が必須です。
★⑤カタログ	改修に使用する製品の仕様・価格を確認し、見積書との整合性や介護保険の給付対象かどうかを判断するため。	□改修予定内容とカタログ記載の型番や仕様が一致しているか □カタログの使用部材にマーカ等で印がついているか □住宅改修の対象となる製品であるか
⑥住宅所有者の承諾書 ※申請者本人が所有する建物であれば提出不要	改修を行う住宅が本人所有でない場合に、所有者から改修の実施に同意を得ていることを市が確認するため。 改修後のトラブルを防止することを目的としているため押印省略はできません。	□承諾書は全て所有者が記入しているか □所有者の押印はあるか（自署＋押印） 家族代筆の場合（署名代筆＋押印＋代筆者氏名＋続柄） 所有者死亡の場合（相続人の署名＋押印） ※相続人が明確でない場合は、固定資産税納入者 □所有者が複数名いる場合は、全員の同意を得ることが原則だが、代表者がまとめて承諾する場合は、他の共有者の同意を得ていることを理由書等に補足すること
⑦ ケアプランの写し（※暫定プラン含む） ※ケアプラン・暫定プランのない方は提出不要	改修が、被保険者の生活課題や目標に沿っているかどうかを市が確認するための資料。特に理由書の内容や改修目的との整合性を確認する	□住宅改修の理由書や申請書との整合性があるか □住宅改修が具体的にケアプランに反映されているか 【介護サービス】 ・居宅サービス計画書 第1～第4表 【介護予防サービス】 ・介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表） ・サービス担当者会議録

入院(所)中における住宅改修の必要性の確認について	入院（所）中の方について住宅改修を行う場合、退院(所)後の生活において改修が必要とされる理由や身体状況との整合性を確認するため、リハビリ専門職等（PT・OT 等）の評価を受けていることがわかる内容を提出してください。 評価内容は理由書に記載しても可能です。別書類での提出が望ましいですが、目的は評価を受けていることの確認であるため、その内容が確認できれば可とします。	☐退院（退所）予定日が記載されているか ☐リハビリ職（PT・OT等）の評価内容がわかる内容になっているか ☐一時帰宅時の有無や、その際の動作状況・課題が確認できる記載があるか ☐必要に応じて、家族や病院等からの聞き取り内容が反映されているか ☐リハビリ職（PT・OT等）の評価をした方の名前が確認できるか
----------------------------------	--	--

改修の適否を確認するために、関連書類の追加提出をお願いすることがあります。

支給申請について（改修後）

住宅改修完了後、「支給申請書」に必要な書類を添付して、宮古島市高齢者支援課へ提出していただきます。事前申請の内容通りに改修が行われたことを確認し、内容に問題がなければ住宅改修費の支給を決定いたします。

1. 支給方法

住宅改修費の支給は、**償還払い**と**受領委任払い**の**2種類**の支給申請方法があります。

償還払い：利用者が一旦全額を支払い、あとで保険給付の払い戻しを受ける方法

受領委任払い：利用者が自己負担分だけを支払い、保険給付分は事業者が代わりに受け取る方法

※受領委任払いを提供する事業者となるためには、宮古島市への事業者登録が必須です。

登録要件：宮古島市内に事務所または事業所を置いていること

2. 受領委任払いを利用できる被保険者の要件

被保険者が受領委任払いを利用するためには、以下の要件を全て満たしている必要があります。

- 事業所登録を受けている施工業者にサービスを依頼していること
- 要介護認定の新規申請・区分変更申請中、または医療機関・介護保険施設等に入院中・入所中（退院・退所予定者を除く）でないこと
- 被保険者証に「支払方法変更」「保険給付差止」「給付額減額」等の記載がないこと

3. 支給決定について

支給申請の内容に問題がなければ、宮古島市が住宅改修費の支給を決定し、指定口座へ振り込みを行います。**振込は、支給申請受付月の翌月末日**を予定しています。ただし、金融機関の営業日や申請の修正等により、振込日が遅れることがあります。

例) 7月受付分→8月末日振込予定

■留意事項

- ※1 支給申請は、改修完了後に行ってください。
- ※2 **支給申請の有効期限は、「事前申請日から2年以内」**です。2年以内に支給申請がない場合は、申請を取り下げたものとみなし、書類は破棄されます。
- ※3 改修中に入院や死亡した場合は、完了した分のみが対象となります。
- ※4 入院中に改修が完了し退院しないまま亡くなった場合は、全額対象外となります。
- ※5 事前申請で承認を受けた**改修内容に変更が生じた場合は、高齢者支援課へご連絡ください。**
- ※6 改修途中で**区分変更をかけた場合も、高齢者支援課へご連絡ください。**

★は必須書類。星印がないものは必要に応じて提出。

支給申請に必要な書類（改修後）		
必要書類	書類の目的	記載ポイント（＝市が確認したい点）
★①住宅改修費支給申請書 ※支給方法により様式は2種類 ・償還払い用 ・受領委任払い用	改修が完了し、住宅改修費の支給を求めるために必要な書類。改修内容・金額・支払い方法等に事前申請と相違がないか確認する	☐申請は、領収日の翌日から2年間以内か ☐被保険者の署名と押印漏れはないか ※支給申請書は委任状の内容を含むため押印省略不可 家族代筆の場合：被保険者氏名＋押印＋代筆者名（続柄） ☐給付金の受領権限を受任した事業者の押印はあるか ☐事前申請と支給申請時に変更はないか ※変更がある場合は、変更届の提出が必要 ☐償還払いの場合は、被保険者の振込口座の記入がされているか ※訂正の場合は、二重線で消し、その上から被保険者の印鑑で押印してください。
★②請求書	市に対して、住宅改修費の支給を求めるための請求書 ●償還払いの場合 →被保険者が宮古島市に対して請求するため、被保険者の口座情報・通帳の写しが必要 ●受領委任払いの場合 →事業者登録済みの事業所のみ利用可能。	☐金額が申請書・領収書と一致しているか ☐被保険者の押印はあるか ☐事業者の押印はあるか ※受領委任払い事業者は、事業所登録時に申請した印鑑であること
★③領収書の写し	被保険者が実際に改修費を支払ったことを確認し、住宅改修費の給付対象として適正かを判断する	☐領収書の原本は高齢者支援課窓口にて提示し、領収書のコピーを提出すること ☐事業所の押印はあるか ☐金額、被保険者名はあっているか
★④写真（改修前／改修後）	申請された改修内容が実際に施工され、完了していることを確認する。改修目的に沿った内容で完了しているかを判断する	☐改修前と改修後で比較できるか写真か（同じ場所を撮影しているか） ☐写真は日付入りのカラーで撮影されているか

★⑤請求明細書・内訳書	改修ごとの金額や内容を確認。 事前申請との相違がないか内容を確認 するため。	☐ 事前申請の内容と変更がないか ☐ 改修時に変更があった場合は、変更箇所がわかりやすく表記しているか
⑥住宅改修費工事変更届 ※改修内容に変更がある場合にのみ提出 ※改修箇所の追加は新規の取り扱い	事前申請後に、やむを得ず改修内容に変更が生じた場合に提出し、変更後の内容でも給付対象となるかを市が確認する ※軽微な変更は「変更届」を提出してください。 例) 改修箇所削除、手すりの種類、不足部材の追加、手すり取り付け時の補強板の削除等 ※工事内容が大きく変更する場合は、変更として扱うか、新規と扱うか判断が必要なため、高齢者支援課へご連絡ください。 例) 手すりを踏み台に変更する、スロープを階段に変更する、手すりの長さを大幅に変更する等	☐ 事前申請時と変更内容の違いが具体的に記載されているか ☐ 変更の理由が明確に記載されているか (例：利用者の状態変化・現場状況による仕様変更など) ☐ 変更後の内容も住宅改修費の給付対象となる範囲内であるか ☐ 署名漏れがないか ・本人自署できる場合（自署のみで可） ・家族代筆の場合（署名＋続柄＋代筆者氏名） ・第三者代筆の場合（署名＋押印＋代筆者氏名）
⑦被保険者の通帳の写し ※償還払い利用時のみ	償還払い利用時に、支給金額を申請者本人名義の口座に振り込む場合に必要となる	☐ 口座名義が被保険者本人であるか ☐ 金融機関名・支店名・口座番号が明確に読み取れるか ☐ 請求書の振込先情報と一致しているか

改修の適否を確認するために、関連書類の追加提出をお願いすることがあります。

第4章 伝わる理由書の書き方

住宅改修の理由書を書くとき、つい「高齢者＝筋力低下」「転倒予防＝手すり」など、型にはまった理由だけで済ませてしまいがちです。

しかし、これでは本当に必要な改修かどうか、読み手には伝わりません。

改修の必要性を判断するには、「病名」や「年齢」だけでは不十分です。

同じ80歳でも、自立して歩ける方もいれば、つたい歩きがやっとの方もいます。

だからこそ大切なのは、

- **どの場面で、何に、どう困っているのか**
- **それはなぜ起こっているのか**
- **どうしたいと本人が望んでいるのか**

これらをきちんとつなげて表現することです。

たとえば、「下肢筋力が低下しています」とだけ書かれていても、

加齢によるのか、病気によるのか、事故の後遺症か、リハビリ中なのか…

背景がわからなければ、改修の必要性も、その後の変化も見えてきません。

また、「不安があるので改修したい」といった表現もよく見られます。

けれど、不安の正体があいまいなままでは、それは“気持ちの問題”で終わってしまいかねません。

「左右にふらつく」「前傾姿勢で歩く」「片足を上げると体が傾く」など、動きに現れる“根拠ある不安”を具体的に伝えることが必要です。

住宅改修は、ただ便利にするためのものではありません。

「自分でできることを増やす」「介護負担を軽減する」「転倒を予防する」など、生活の質と将来の安心を守るための手段です。

だからこそ、理由書は「気持ち」だけでも「理屈」だけでもなく、

本人の生活に根ざした“具体的な動き”と“現実の困りごと”に基づいて、冷静に、丁寧に書くことが求められます。

さらに、改修は一人の視点だけで判断すると、見落としや過剰な改修につながるおそれもあります。

ケアマネジャー、リハビリ職、改修業者などとの連携を通して情報を共有し、本人の生活に合った改修をチームで検討することが重要です。

理由書は単なる「書類」ではなく、**その人の暮らしを支える“提案書”**です。

「できること」「できないこと」「望んでいること」「その理由」――

誰が読んでも納得できるように、事実に基づいた記述を心がけましょう。

住宅改修が必要な理由書

〈基本情報〉

被保険者 番号	年齢	誕生年月日	明治 大正 日	昭和	性別	□男 □女
利用者	被保険者 氏名	住所	①利用者の基本情報			
			要支援 1・2	要介護 1・2・3・4・5		

作成者	現地確認日	年月日	作成日	年月日
②作成者の情報				
所属事務所 (作成者が介護支援 資格 専門員でないとき)				
氏名				
連絡先				

保険者	確認日	年月日	評価欄
氏名			

③利用者の身体状況

④利用者の介護状況

⑤利用者は日常生活をどう変えたいか

〈総合的状況〉

利用者の身体状況	疾患、障害／生活動作の様子／移動方法（屋内）	福祉用具の現状の利用状況と 住宅改修後の想定		改修前	改修後
介護状況 (主な介護者含む)	家族による介護／介護サービス利用状況	⑥改修前後の 福祉用具利用状況			
住宅改修により、 利用者は日常生活 をどう変えたいか	住宅改修によって暮らしをどのように変えたいか、	車いす ●特殊寝 ●床ずれ ●体位変 ●手すり ●スロー ●歩行器 ●歩行補助つえ ●認知症老人徘徊感知機器 ●移動用リフト ●腰掛便座 ●特殊尿器 ●入浴補助用具 ●簡易浴槽 ●その他			

住宅改修が必要な理由書(P1)

NG記載例

利用者の身体状況	✖ 加齢とともに筋力が衰えてきた。腰痛・膝痛があり、自宅内で転倒を繰り返している。現在は一本杖と壁を伝って移動している。 ～なぜこの内容ではダメなのかの理由～ ・加齢による筋力低下は多くの高齢者に共通していて、個別性が低い ・支障がある動作が具体的にないため、イメージが湧きにくい ・自宅のどこで転倒したかわからない ・利用者の主観や感情が伝わらない ※ケアプランがある方は、アセスメント内容を転記して良い。ただし、住宅改修のみで申請される方の場合、理由書の情報でしか判断できないため、しっかりと、理由書に現在の状況を記載する必要がある。
介護状況 (主な介護者含む)	✖ 独居。島内に息子が住んでおり、時々様子を見にきてくれる。 ～なぜこの内容ではダメなのかの理由～ ・支援の具体的な内容が不明 ・頻度や支援実態がわからない ・息子が主介護者なのか不明 ・改修と介護の状況がどのように関係しているのか
住宅改修により、利用者は日常生活をどう変えたいか	✖ 安心して生活を継続できるように、手すりをつけて移動や入浴をスムーズにしたい。 ～なぜこの内容ではダメなのかの理由～ ・「安心して」や「スムーズに」が抽象的 ・「いま、困っていること」が書かれていない ・本人の意思や気持ちが読み取れない ・何のための改修かぼんやりしている

住宅改修が必要な理由書(P1)

OK記載例

利用者の身体状況	書き方のポイント！ この順番に書くとうわかりやすくなります。 ①動作が困難になっている要因（病名・疾患名）を書く ②生活動作の様子を書く ③屋内外の歩行状況を書く 市が確認しているポイント ●どんな身体的な理由で困っているかが明確か ●その困難さがどの動作・生活場面に表れているかが具体的か ●本人が不安に思っていることや生活上のリスクが書かれているか ●改修内容と結びついているか（この困難さだから、この改修が必要） ●誰が読んでも、生活の様子がイメージしやすいか
介護状況 （主な介護者含む）	書き方のポイント！ この順番に書くとうわかりやすくなります。 ①誰が介護・支援しているかを書く ②支援の内容と頻度を書く ③支援の限界や利用者の困り感も加える 市が確認しているポイント ●誰が主に介護しているか（同居家族、外部サービスなど） ●どんな介護をどれくらいの頻度で行なっているか ●介護者の年齢や健康状態による負担の有無 ●介護がなければ生活が困難であることが伝わるか ●住宅改修により介護の負担が軽減される見込みがあるか
住宅改修により、利用者は日常生活をどう変えたいか	書き方のポイント！ この順番に書くとうわかりやすくなります。 ①今までの生活で「何に困っているか」を書く ②どう改善したいかを書く ③どういう生活を送りたいかを書く 市が確認しているポイント ●今、どんな生活の不安やこまりがとがあるかが書かれているか ●改修によって、「どうなりたいか、どう生活したいか」が明確か ●身体状況・介護状況とつながっている内容か ●生活全体の目標がみえるか（安全・自立・継続）

○ 腰椎圧迫骨折により、腰痛が慢性化し、さらに変形性関節症もあり筋力が低下（病名・疾患名）。浴室やトイレにつかまるところがなく、立ち座りや方向転換の際に不安定な動作が見られる。特に浴室の段差昇降時に転倒したことがある（生活動作の様子）。現在、室内移動は一本杖と壁伝いで移動している。しかし、長距離や段差のある場所ではふらつきやすい（歩行状況）。

○ 独居。近隣に住む息子が週1回訪問してくれる（誰が介護・支援しているか）。訪問時は買い物や掃除など生活支援のみで、入浴や排泄などの身体介助は行っていない（支援内容や頻度）。息子は仕事があり、平日の支援が難しいため、介護負担が集中している。本人も寝室やトイレでの動作に不安があり一人での入浴をためらっている（支援の限界や困りごと）。

○ トイレや浴室の段差がますますきやすく、本人も不安を感じている（生活での困りごと）。手すりや段差解消により、ふらつくことなく一人で安全に排泄や入浴ができるようにすることで（どう改善したいか）、自宅で安心して日常生活を送りたい（どういう生活を送りたいか）。

〈P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作 ②具体的な困難な状況 ③改修目的と改修の方針 ④改修項目を具体的に記入してください。〉

⑦改善したい生活動作	該当する項目にチェック	環境上の問題／症状・機能不全／できない動作・リスク	具体的な状況について記載	⑧改修による効果	⑨改修内容
排泄	☐ トイレまでの移動 ☐ トイレ出入口の出入 (扉の開閉含む) ☐ 便器からの移動 (移乗含む) ☐ 衣服の着脱 ☐ 排泄時の移動 ☐ 後始末 ☐ その他()	☐ 浴室までの移動 ☐ 衣服の着脱 ☐ 浴室出入口の出入 (扉の開閉含む) ☐ 入浴		☐ できなかつたことのできるようになる ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他()	☐ 手すりの取付け ☐ 段差の解消 ☐ 引き戸等への扉の取替え ☐ 便器の取替え ☐ 滑り防止等のための床材の変更
入浴	☐ 入浴			☐ 該当する項目にチェック	☐ (改修内容) することが改善される
外出	☐ 車いす等、装具の着脱 ☐ 履物の着脱 ☐ 出入口の出入 (扉の開閉含む) ☐ 出入口から敷地外までの屋外移動 ☐ その他()	☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他()		☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他()	☐ 手すりの取付け ☐ 段差の解消 ☐ 引き戸等への扉の取替え ☐ 便器の取替え ☐ 滑り防止等のための床材の変更
その他の活動				☐ できなかつたことのできるようになる ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他()	☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他()

住宅改修が必要な理由書(P2)

NG記載例

① 改善しようとしている生活動作		② ①の具体的な困難な状況(…なので…で困っている)を記入してください	③ 改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針(…することで…が改善できる)を記入してください
排泄	☐ トイレまでの移動 ☐ トイレ出入口の出入 (扉の開閉含む) ☐ 便器からの立ち座り (移乗含む) ☐ 衣服の着脱 ☐ 排泄時の姿勢保持 ☐ 後始末 ☐ その他()		☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他()
	☐ 浴室までの移動 ☐ 衣服の着脱 ☐ 浴室出入口の出入 (扉の開閉含む) ☐ 浴槽の出入(立ち座りを含む) ☐ 浴室内での移動(立ち座りを含む) ☐ 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪を含む) ☐ 浴槽内での姿勢保持 ☐ その他()	✖浴室に掴まるところがなく、転倒したことがある。 ～なぜこの内容がダメなのかの理由～ ●「浴室に捕まるところがない」とだけで は、どの動作で困っているのか(浴槽をまたぐ動作? 洗体中?) が不明瞭で、支給の必要性が伝わらない。 ●「転倒したことがある」とあるが、どんな状況・動作中だったのかが書かれていない為、改修の必要性や有効性が判断できない。 ●日常的に接していない者には、被保険者の困難な状況は見えにくい。	✖浴室床を滑りにくくし、浴室内外に手すりをつけることで浴室への移動が自分で行えるようになる。シャワー・椅子の立ち座りのための手すりをつけることで、転倒を防止する。 ～なぜこの内容がダメなのかの理由～ ●「浴室への移動」とあるが、どこからどこまでの移動を指すのかが不明確(脱衣所から洗い場? 浴槽をまたぐ動作?) ●複数の改修内容(床・手すり)が1文にまとめられており、どの改修がどの動作改善に繋がるかが曖昧。
外出	☐ 出入口までの屋内移動 ☐ 上がりかまちの昇降 ☐ 車いす等、装具の着脱 ☐ 履物の着脱 ☐ 出入口の出入 (扉の開閉含む) ☐ 出入口から敷地外までの屋外移動 ☐ その他()	☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他()	
	2階の洗濯干場までの移動	✖2階に上がるための階段に手すりがついていないため、転倒の可能性がある ～なぜこの内容がダメなのかの理由～ ●2階に上がることが、日常生活を送る上で本来に必要な行動が示されていない。 ●なぜ転倒の可能性があるのか、どの動作で不安定になるのかの具体的な状況がない。 ●現在は手すりがない中で、どのように階段を昇降しており、どのような点で困っているかが不明。 ●他の手段(介助・配置換え等)との比較や検討の経緯がなく、手すり設置が最適な対応とされた理由が伝わらない。	✖階段に手すりを設置することで転倒を予防することができる。 ～なぜこの内容がダメなのかの理由～ ●「転倒を予防できるから」という理由だけでは、手すりの必要性が生活上どう関係しているかが伝わらない。 ●階段の昇降が日常生活においてなぜ必要なのか書かれていない為、目的との結びつきが弱い。 ●手すりを設置しても、介助が必要な状態なのか、自立できるのかが不明確で、介護負担軽減なのか自立支援なのか、目的が曖昧になっている。
その他の活動			

住宅改修が必要な理由書(P2)

OK記載例

① 改善しようとしている生活動作		② ①の具体的な困難な状況（…なので…で困っている）を記入してください		③ 改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針（…することで…が改善できる）を記入してください	
排泄	☐ トイレまでの移動 ☐ トイレ出入口の出入（扉の開閉含む） ☐ 便器からの立ち座り（移乗含む） ☐ 衣服の着脱 ☐ 排泄時の姿勢保持 ☐ 後始末 ☐ その他（ ）		☐ できなかつたことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他（ ）		
	☐ 浴室までの移動 ☐ 衣服の着脱 ☐ 浴室出入口の出入（扉の開閉含む） ☐ 浴槽の出入（立ち座りを含む） ☐ 浴室内での移動（立ち座りを含む） ☐ 洗い場での姿勢保持（洗体・洗髪を含む） ☐ 浴槽内での姿勢保持 ☐ その他（ ）	書き方のポイント！ 1. 住環境上の問題を書く 2. 症状、機能不全を書く 3. 動作・リスクを書く ○ 浴室に掴まる箇所が設置されておらず（1）、変形性膝関節症による膝の痛みと筋力低下があるため（2）、洗い場の椅子から立ち上がる際に体を支えることができず、実際に転倒して臀部を打つたことがある（3）。	書き方のポイント！ 1. どの場所を、どう改修するのかを書く 2. どの動作がどう変わるのかを書く 3. どんな効果が得られるのかを書く ○ 浴室内外の手すりを設置し、床を滑りにくい素材に変更することにより（1）、浴室への出入りや洗体動作がひとりで安全に行えるようになり（2）、転倒のリスクを軽減し、安心して入浴できるようになる（3）。また、洗い場に立ち座り用の手すりを設置することにより（1）、シャワー椅子の立ち座り動作が安定して行えるようになり（2）、転倒のリスクを軽減できる（3）。		
外出	☐ 出入口までの屋内移動 ☐ 上がりかまちの昇降 ☐ 車いす等、装具の着脱 ☐ 履物の着脱 ☐ 出入口の出入（扉の開閉含む） ☐ 出入口から敷地外までの屋外移動 ☐ その他（ ）		☐ できなかつたことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他（ ）		
	2階の洗濯干場までの移動 生活上の必要性 入浴や排泄など基本的な動作は、生活に不可欠なため必要性の説明は不要です。一方で洗濯干しや2階への昇降などは、人によって必要性が異なるため、生活上なければ必要かを記載する必要があります	書き方のポイント！ 1. 住環境上の問題を書く 2. 症状、機能不全を書く 3. できない動作・リスクを書く ○ 洗濯干場が2階にあるため、日常的に洗濯物を持って階段を昇降しているが（生活上の必要性）、屋内階段に手すりか設置されておらず（1）、洗濯かごを持ち壁に手を添えて昇降している。バランスを崩しやすく不安定であるため（2）、転倒のリスクがある（3）。	書き方のポイント！ 1. どの場所を、どう改修するのかを書く 2. どの動作がどう変わるのかを書く 3. どんな効果が得られるのかを書く ○ 2階に上がるための屋内階段へ手すりを設置することで（1）、洗濯かごを持っていても体を安定させながら階段の昇降が可能となるため（2）、洗濯物を干す日常生活動作の自立を可能とすることができ（3）。		